

# 県産米競争力強化プロジェクト推進事業委託業務 仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「県産米競争力強化プロジェクト推進事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## I 業務の概要

### 1 目的

県育成オリジナル品種「彩のきずな」を中心とした、県産米のプロモーション活動を展開することで、県産米の県民への認知度向上と、販売促進・消費拡大を図る。

なお、県産米競争力強化プロジェクト推進事業に係るプロモーション活動の基本的なコンセプトは以下のとおりとする。

- ・商標登録をしている「彩のきずな」統一デザインについて、誰もが「彩のきずな」と認識できるようなイメージ定着を図る。
- ・消費者に県産米の魅力を認識してもらい、消費者自身が口コミ等によりプロモーションの媒介となる戦略を構築する。

### 2 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月21日（木）まで

### 3 委託契約の履行方法

企画提案型方式の入札（プロポーザル）による随意契約とする。

### 4 委託業務内容

- (1) 「彩のきずな」特設SNS媒体（Instagram/Facebook/LINE）・ホームページの運用
  - ・イベントやプロモーション告知だけではなく、週1回以上の情報発信
  - ・ホームページの保守管理の実施
- (2) 「彩のきずな」プロモーション動画を活用した効果的なPR活動
  - ・例) 駅前大型ビジョン等のデジタルサイネージでの放映など
- (3) ラジオ・テレビ等による「彩のきずな」のPR活動
  - ・例) ラジオ、テレビ、新聞、雑誌など
- (4) インターネット広告（Youtube等）とSNSを利用した「彩のきずな」のPR活動
  - ・例) Youtuberとのタイアップ企画、県産米フォトコンテスト等
- (5) 「彩のきずな」特設SNS媒体のフォロワー数増加を目的としたイベントの実施
  - ・イベントの実施によりフォロワー数を10%以上増加
  - ・例) プロスポーツチームとのタイアップ、フォロー&リツイートキャンペーンなど
- (6) 特A評価獲得を活用したPR活動
- (7) 活動計画書及び報告書の作成等

受託者は委託者と協議の上、次のように活動計画書及び報告書（提出部数：正副2部）を作成し、併せて制作物及び電子データ（CD-ROM等による）を併せて提出することとする。

① 年度当初（契約直後）

県と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

② 中間期

10月末までの実績について、令和5年11月15日（水）までに提出する。

③ 年度末

最終的な実績報告を、令和6年3月21日（木）までに提出する。

## II 契約に関する条件

### 1 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### 2 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

### 3 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### 4 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）を遵守しなければならない。

### 5 委託者への協力等

受託者は、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要な業務等があれば、県に対して積極的に提言することとする。また、受託者は、必要があれば、県の依頼に応じて委託業務に関する会議や打合せ等に参加するものとする。

### 6 その他

本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義のある事項が生じた場合、及び他の機関等に協力を求める業務を実施する場合は、その都度県と協議するものとする。